

北上市告示乙第45号

地方自治法施行令第158条第1項の規定により、北上市の使用料の徴収及び収納事務を次のとおり委託した。

令和4年4月1日

北上市長 高橋敏彦

1 委託の内容

学校開放施設の使用料及び夜間照明使用料の徴収及び収納事務

- (1) いわさき小学校
- (2) 和賀東小学校
- (3) 和賀東中学校

2 受託者

北上市北鬼柳17地割123番地5

一般社団法人VERDE

代表理事 菊池利三

3 委託の期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで